

令和5年3月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『現場担当者が直面する疑問に回答！
外国人雇用の法務・労務・税務 Q&A259』
お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

Q104 (P.122 3～5行目)

- (誤) 当該在留資格をもって在留した期間が5年に達していること
- (正) 当該在留資格をもって在留した期間が5年に達していないこと

以上